



平成 17 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社だいこう証券ビジネス  
代表者名 代表取締役社長 竹 内 透  
(コード番号 8692 東証・大証2部)  
問合せ先 執行役員企画開発部長 風 神 浩 三  
(TEL 03 - 3666 - 9169)

## 株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 17 年 8 月 30 日開催の取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

・ 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 1,600,000 株
- (2) 売 出 価 格 未定（平成 17 年 9 月 7 日（水）から平成 17 年 9 月 12 日（月）までのいずれかの日に決定する予定です。）
- (3) 売出株式の所有者  
及び売出株式数 

名 称	売出株式数
大阪証券金融株式会社	1,200,000 株
四谷管理株式会社	400,000 株
- (4) 売 出 方 法 三菱証券株式会社、野村證券株式会社に全株式を買取引受させます。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とします。
- (5) 申 込 期 間 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の 2 営業日後までを予定しており、売出価格決定日に決定します。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格決定日の 6 営業日後を予定しており、売出価格決定日に決定します。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一金額とします。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 前記各号については、証券取引法による有価証券通知書を提出しております。
- (10) 売出価格、その他この株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任しております。

ご注意：この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

・株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱証券株式会社が当社株主より貸借予定の当社普通株式を対象として行われる売出しであります。これに関連して、三菱証券株式会社は、200,000株を上限として当該株主より、引受人の買取引受による売出しの対象となる当該株主の売出株式とは別に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日に始まり、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（営業日でない場合はその前営業日）に終了する期間を行使期間として、当社株主より付与される予定であります。三菱証券株式会社は、本件貸借株式の返却を目的として、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌営業日からグリーンシューオプションの行使期間の最終日まで（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限（以下、「上限株数」という。）に、株式会社東京証券取引所市場第二部において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、本件貸借株式の返却に充当されます。また、三菱証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社の発行する株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を本件貸借株式の返却に充当する場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 200,000株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、最終の売出株式数は、前記「 ．株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」における需要状況を勘案した上で売出価格決定日に決定されます。
- (2) 売 出 人 三菱証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とします。
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案し、三菱証券株式会社が当社株主より貸借予定の当社普通株式を自ら売出すものとします。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とします。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とします。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受による売出しにおける申込証拠金と同一とします。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 前記各号については、証券取引法による有価証券通知書を提出しております。
- (10) 売出価格、その他この株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任しております。

[ご参考]

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは当社株式の分布状況の改善及びより一層の流動性の向上を目的としたものであります。

以 上

ご注意：この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。